

太平洋底刺し網等漁業許可船名簿

本件の個別事項に関するお問い合わせ等については、水産庁資源管理部管理調整課許可漁業第2班までご連絡下さい。

電話番号:03-6744-2363(直通)
FAX番号:03-3501-1019

(令和8年1月1日現在)

※操業区域は最下部参照。

| 許可番号 | 船名 | 総トン数 | 漁具の種類その他の漁業の方法 | 操業区域 |
|------|---------|------|----------------|------|
| 第1号 | 第二丸中丸 | 199 | 刺し網 | 1 |
| 第3号 | 第八十八萬盛丸 | 19 | 刺し網 | 1 |
| 第7号 | 第拾八正進丸 | 496 | 刺し網 | 2, 4 |
| 第27号 | 第八新生丸 | 348 | はえ縄 | 3 |
| 第32号 | 第八大都丸 | 462 | はえ縄 | 3 |
| 第10号 | 亀吉丸 | 95 | はえ縄 | 4 |
| 第11号 | 第八大徳丸 | 99 | はえ縄 | 4 |
| 第29号 | 第八十八鷹丸 | 74 | はえ縄 | 4 |
| 第30号 | 第七十七鷹丸 | 72 | はえ縄 | 4 |
| 第31号 | 長光丸 | 19 | はえ縄 | 4 |

(操業区域)

- 北緯50度の線、東経146度の線、北緯57度の線及び東経153度の線に囲まれた水域のうち、ロシア連邦200海里水域を除いた水域(オホーツク公海水域)
- 北緯25度の線、東経165度の線、北緯50度の線及び西経175度の線に囲まれた水域のうち、米国200海里水域を除いた水域(天皇海山水域)
- 南極の海洋生物資源の保存に関する条約(昭和57年条約第3号)第1条に規定する条約水域のうち、東経146度55分以東、西経67度16分以西の水域
- 我が国の排他的経済水域に囲まれた水域(小笠原公海水域)

(注) 操業区域内での操業であっても、漁業法(昭和24年法律第267号)第44条第1項及び第2項に基づく条件や漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の操業制限等により、禁止区域等の規制があります。